

## 第 62 号

## 国営那賀川総合農地防災事業費に対する受益市負担金について

国営那賀川総合農地防災事業費の一部を次のとおり受益市に負担させるものとする。

平成 28 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事 業 の 名 称	負 担 市	負 担 金
国営那賀川総合農地防災事業	阿南市	分水施設（接続水路）に係る事業費に15/100を乗じて得た額

## 提案理由

国営那賀川総合農地防災事業費に対する受益市負担金について、土地改良法第90条第10項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。